

AOSign サービス G2 検証者同意書

(総則)

- 第1条 日本電子認証株式会社（以下、「当社」といいます。）は、AOSign サービス運用規程（以下、「共通 CPS」といいます。）および AOSign サービス運用規程（AOSignG2 認証局編）（以下、「CPS（AOSignG2 認証局編）」といいます。）に基づき、AOSign サービス G2（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本同意書に規定のない事項については、共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）、AOSign サービス G2 利用規約（以下、「利用規約」といいます。）および法令の定めるところによります。
- 2 共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）および利用規約は、当社のリポジトリで公開します（共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）の URL…<https://rep.ninsho.co.jp/aosign/cps.html>、利用規約の URL…<https://rep.ninsho.co.jp/aosign/sa.html> を参照）。

(検証者の同意)

- 第2条 検証者（利用者の電子証明書を受信して利用者の電子署名を検証する者）は、利用者の電子証明書を使用するときは共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）および本同意書に同意しなければなりません。
- 2 共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）および本同意書は、本サービスの変更に伴い変更される場合があります。この場合は変更内容が発行日付とともに当社のリポジトリで公開され、同日付以降は変更後の共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）および本同意書が適用されることに同意しなければなりません。
- 3 本サービスにより発行される電子証明書には、「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 102 号、以下「電子署名法」といいます。）の対象となる情報と対象外の情報が含まれます。検証者は、利用者が企業等に所属する等の属性情報が電子署名法上の認定対象外であることを承知しなくてはなりません。

(利用制限)

- 第3条 検証者は、利用者から提示された電子証明書を、共通 CPS および CPS（AOSignG2 認証局編）に記載されている使用目的の範囲内で使用しなければなりません。
- 2 検証者は、電子証明書を法令の定め、公序良俗、共通 CPS、CPS（AOSignG2 認証局編）および本同意書の定め違反して使用することはできません。

(検証者の義務)

- 第4条 検証者は、電子証明書を使用するときは、それが有効なものであるか否か検証しなければなりません。電子証明書の検証の中には次の内容が含まれていなければなりません。
- なお、利用者の電子証明書の署名検証に必要な自己署名証明書、リンク証明書およびそれらのフィンガープリントは、リポジトリから入手することができます
- （自己署名証明書、リンク証明書の URL…<ldap://ldap.aosign.com/>

2018年3月19日

ou=AOSign%20G2%20Certification%20Authority, o=Nippon%20Denshi%20Ninsho%20Co. Ltd. , c=JP?cACertificate、<https://rep.ninsho.co.jp/aosign/ca-cert/index.html>

フィンガープリントのURL…<https://rep.ninsho.co.jp/aosign/ca-cert/index.html>を参照)。
失効の有無を確認するために必要なCRLのURLは、電子証明書のcRLDistributionPoints(CRL分配点)項目に表示されます。

- ① 改ざんされていないこと
- ② 有効期間内であること
- ③ 失効していないこと
- ④ 利用者の電子証明書の署名を検証すること
- ⑤ 電子証明書の記載事項がCPS(AOSignG2 認証局編)第7章の規定に一致していること

(賠償責任)

第5条 検証者が電子証明書の使用目的の範囲を超えて使用した結果被った損害については、検証者が一切の責任を負うものとし、当社は何ら賠償責任を負いません。

- 2 検証者が行う有効性の検証は検証者が使用しているソフトウェアにより行われ、その処理結果に基づく最終判断は検証者の責任です。検証者が有効性を検証できないにもかかわらず行った行為に基づく損害については、当社は何ら賠償責任を負いません。
- 3 当社が共通CPSおよびCPS(AOSignG2 認証局編)に違反したことにより検証者に損害を与えた場合には、検証者は当社に対し損害賠償を請求することができます。
- 4 前項により検証者が請求できる損害賠償の額は、検証した電子証明書1枚につき損害賠償額合計で販売価格(振込手数料は含みません。)を限度とし、いかなる場合にあってもこれを超えることはありません。
- 5 検証者が電子証明書を法令の定め、公序良俗、共通CPS、CPS(AOSignG2 認証局編)および本同意書の定めに違反して使用したことにより当社が損害を被った場合は、当社は検証者に損害賠償を請求することができます。

(免責)

第6条 検証者が電子証明書の検証を行わず電子証明書を使用した場合は、当社は、その結果によりもたらされるあらゆる事態から完全に免責されるものとします。